

## 司法試験法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和3年3月31日  
法務省大臣官房人事課

令和3年1月28日から同年2月26日まで、司法試験法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を実施したところ、6件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から別紙において取り上げていない御意見についても、今後の参考とさせていただきます。

なお、この意見募集に係る省令案は、「司法試験法施行規則の一部を改正する省令」（令和3年法務省令第19号）として、本年3月31日に公布されましたのでお知らせいたします。

意見募集に御協力いただき、ありがとうございました。

### 1 実施期間等

意見募集期間 令和3年1月28日（木）～同年2月26日（金）

意見提出方法 「e-Gov」意見提出フォーム、郵送、電子メール、ファクシミリ

### 2 問合せ先

法務省大臣官房人事課

電話：03-3580-4111（内線2131，5726）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>省令案は廃案にすべきである。</p> <p>現行の司法試験受験資格はどちらもお金と時間が掛かるものであり、受験資格を拡大しても不合格者が増えると思われる、受験に伴う金銭的損害が大きい。</p>	<p>制度に対する御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>司法試験の受験資格に係る失権制度の廃止を求める。</p>	<p>制度に対する御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>異論はない。</p> <p>単位数は増えたのか減ったのか。</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>なお、省令案において定める単位数は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）第4条による改正後の司法試験法第4条第2項第1号イの規定に基づき、法科大学院の課程に在学する者が司法試験の法科大学院在学中受験資格を取得するに当たって修得しておく必要がある科目の単位を新たに規定するものです。</p>
4	<p>司法試験や司法試験予備試験の試験科目をどうするかといったことの重要性は低い。</p> <p>法科大学院完全廃止を始めとする根本的な施策を求める。</p>	<p>制度に対する御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>憲法、民法、刑法、刑事訴訟法の強化を行ってほしいが、改正について特段反対はない。</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>